

# 広域交通管制要領の制定について

警察庁丙規発第36号

警察庁丙都交発第39号

平成4年9月25日

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警 察 庁 交 通 局 長

広域交通管制要領については、広域にわたる交通情報を正確、迅速には握し、所要の措置を講じ、  
殊般の情勢に対処するため、これまで「広域交通管制要領の制定について」（昭和45年2月6日付け  
警察庁丙規発第7号。以下「旧通達」という。）に基づいて行ってきたところであるが、その内容が  
実態にそぐわなくなったので、全面的な見直しを行い、この度旧通達を廃止して新たに別添の要領を  
制定したので、平成4年11月1日以降はこれにより運用することとされたい。

## 広域交通管制要領

### 1 目的

この要領は、広域にわたり影響を与える交通障害等の発生に際し、通報連絡等の必要な事項を定めることにより、適切な広域交通管理を実施することを目的とする。

### 2 交通情報の種別

交通情報の種別は、次の3種類とする。

#### (1) 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限に関する情報（道路使用情報を除く。）をいう。

#### (2) 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用（以下「道路使用」という。）に関する情報をいう。

#### (3) 交通渋滞情報

交通渋滞（車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね毎時20キロメートル以下になっている状態をいう。）に関する情報をいう。

### 3 対象道路

交通情報の通報連絡を行わなければならない対象道路は、高速自動車国道、自動車専用道路及び2以上の都府県（方面）にまたがる一般国道とする。

### 4 通報連絡基準

対象道路において、交通障害若しくは交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがある場合及び道路使用が行われる場合は、別表1及び別表2の基準により、警察庁、管区警察局（警視庁及び北海道警察本部を含む。以下同じ。）及び府県（方面）警察に対して交通情報の通報連絡を行うものとする。

### 5 通報連絡事項

(1) 通報連絡事項は、次のとおりとし、必要により位置図、現場付近の略図を添付することとする。

ア 交通情報の種別及び通報連絡区分

イ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の発生日時

ウ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の場所等

エ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の交通規制内容

オ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の原因、内容等

カ う回路

キ 解消の見通し

ク 協力要請事項

ケ 関連情報（交通障害、道路使用に伴う交通渋滞発生時に記載）

コ 参考事項

(2) 交通障害情報、道路使用情報に伴う交通渋滞情報は、通報連絡基準に該当するものについては、新たに交通渋滞情報として通報連絡するものとする。

### 6 交通情報の通報連絡方法

交通情報の通報連絡は、別記様式「広域交通管制情報の通報連絡表」により、原則として電送により行うものとする。ただし、急を

要するときは電話・電話ファックス等により行うこととする。

また、管制センター等の中でデータ伝送が可能な都道府県（方面）警察間においては、あらかじめ定めた範囲内において、これを利用して通報連絡するものとする。

#### 7 交通情報の広報及び交通規制等の協力

都道府県（方面）警察は、他の都道府県（方面）警察から通報連絡を受けた交通情報を積極的にラジオ、新聞等の広報媒体を通じ、広報するとともに、う回指導、交通規制等の協力要請があった場合は、これに協力すること。

#### 8 う回指導、交通規制等の協力要請に関する調整、指示及び連絡

(1) 警察庁は、通行の禁止・制限、道路使用又は交通渋滞について協力要請に関し必要があると認めるときは、必要な調整を行い、関係都道府県（方面）警察に対し、必要な指示、連絡等を行うものとする。

(2) 管区警察局は、自管区と隣接管区にまたがる通行の禁止・制限、道路使用又は交通渋滞について協力要請に関し必要があると認めるときは、必要な調整を行い、関係都道府県（方面）警察に対して、必要な指示、連絡等を行うものとする。

(3) 都道府県（方面）警察は、協力要請に応じた措置を適正、円滑に行うため、管轄する管区警察局の調整を得て通行禁止・制限の場所、方法、う回路等の計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、広域にわたり影響を与える事象が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、対象道路以外の道路及び通

報連絡基準以外の交通情報及びその他の事項について、管区警察局及び都道府県（方面）警察に通報連絡を行うものとする。

#### 9 その他

(1) 都道府県（方面）警察は、道路管理者と緊密に連携し、交通情報と道路情報の調整を図るとともに、日本道路交通情報センター、報道機関その他の団体等に対して交通情報を積極的に提供するものとする。

(2) 通報連絡該当都道府県（方面）警察が重複する場合（交通障害・道路使用・交通渋滞の区間が2以上の都道府県警察にわたる場合）には、当該都道府県（方面）警察相互で協議したうえ、発生地都道府県（方面）警察が、警察庁等に通報連絡するものとする。ただし、高速道路においては、各管区警察局高速道路管理室が警察庁等に通報連絡するものとする。

高速道路における広域交通管制情報の通報連絡基準

別表 1

通報連絡・区分	A	B	C
交通情報別	(1) 警察庁 (2) 全管区 (3) 全府県警察	(1) 警察庁 (2) 自管区 (3) 特に通報連絡を必要と認める管区、府県警察及びこれを管轄する管区	(1) 自管区 (2) 特に通報連絡を必要と認める管区、府県警察及びこれを管轄する管区
交通障害情報	(1) 24時間を超える本線通行禁止（分離区間の片側通行禁止を含む。以下同じ。）が予想される場合 (2) 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合。 (3) 災害対策基本法に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、又は解除した場合	(1) 3時間を超え、24時間以内の本線通行禁止が予想される場合 (2) 7日以上車線規制を実施する場合	(1) 1時間を超え、3時間以内の本線通行禁止が予想される場合 (2) 6時間以上6日以内の車線規制を実施する場合
道路使用情報	7日以上の本線通行禁止を必要とする場合（時間規制を含む。）	(1) 6日以内の本線通行禁止を必要とする場合（時間規制を含む。） (2) 対面通行又は片側交互通行を必要とする場合 (3) 6時間以上の車線規制を7日以上実施する場合 (4) 道路使用の区間が2以上の府県にわたる場合	6時間以上の車線規制を1日以上6日以内、実施する場合
交通渋滞情報	B又はC及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態等が特異なもので、社会的に大きな反響が予想される場合	30kmを超える渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	20km以上30km以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合

注) 1 高速道路とは、対象道路の内、高速自動車国道及び指定自動車専用道路をいう。

2 管区とは、管区警察局、警視庁及び北海道警察をいう。

3 自管区とは、当該都道府県を管轄する管区警察局をいう。

4 特に通報連絡を必要と認める府県警察及びこれを管轄する管区とは、交通障害等により影響を受けると予想される自管区内の府県警察、隣接管区内の府県警察及び隣接管区警察局をいう。

5 隣接管区とは、自管区と隣接する管区警察局をいう。

一般国道等における広域交通管制情報の通報連絡基準

別表 2

通報連絡・区分		A	B	C
交通情報別		(1) 警察庁 (2) 全管区 (3) 全府県警察	(1) 自管区及び隣接管区 (2) 自管区内の府県（方面）警察 (3) 関係府県警察	(1) 自管区 (2) 隣接管区及び関係府県（方面）警察
1	交通障害情報	(1) 3日間以上全面通行禁止が続くことが予想される場合 (2) 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 (3) 災害対策基本法に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、又は解除した場合	6時間を超え、3日間以内の全面通行禁止が続くことが予想される場合	(1) 2時間を超え、6時間以内の全面通行禁止予想される場合 (2) 通常、冬期間に積雪等がない道路において、積雪等のため、1時間以内の通行禁止が行われた場合
2	道路使用情報	B又はC及びその他の道路使用許可で、社会的に大きな反響が予想される場合	(1) 6時間を超え、全面通行禁止を伴う工事等が行われる場合 (2) 3日間を超える車線規制又は交互通行が行われる場合	30分以上6時間以内の全面通行禁止が行われる場合
3	交通渋滞情報	B又はC及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態等が特異なもので社会的に大きな反響が予想される場合	30kmを超える渋滞長が1時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	10kmを超え、30km以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合

- 注) 1 一般国道等とは、非指定自動車専用道路及び2以上の都府県（方面）にまたがる一般国道をいう。  
 2 管区とは、管区警察局、警視庁及び北海道警察をいう。  
 3 自管区とは、当該府県を管轄する管区警察局をいう。  
 4 隣接管区とは、自管区と隣接する管区警察局をいう。  
 5 隣接県とは、道路が橋梁又はトンネル等により接続している場合を含めた隣接の都道府県（方面）警察をいう。

(別記様式)

広域交通管制情報の通報連絡表

		区分	A	B	C
交通情報の種別	<input type="checkbox"/> 交通障害 <input type="checkbox"/> 道路使用 <input type="checkbox"/> 交通渋滞				
発生(使用)日時 (期間)	平成 年 月 日 午 <sup>前</sup> 後 時 分頃から (平成 年 月 日 午 <sup>前</sup> 後 時 分頃まで)				
発生場所等	道路区分	<input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自専 <input type="checkbox"/> 国道			
	(上り, 下り線)				
	路線名		区間	～	
規制内容	開始日時	月 日 時 分	規制時間	時間 分	
	解除日時	月 日 時 分			
	<input type="checkbox"/> 通行禁止全面・車両 ( )				
	<input type="checkbox"/> 一方通行 ( )				
<input type="checkbox"/> 最高速度 ( )					
<input type="checkbox"/> タイヤチェーン等装置					
<input type="checkbox"/> ブース規制等 ( )					
原因・内容等					
う回路	有・無	路線名	線		
交通障害等解消の見通し	<input type="checkbox"/> 月 日 時 分頃 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他				
協力要請事項	道路管理者等への通報 ( ) 道路管理者の措置 ( )				
関連情報	<input type="checkbox"/> 交通障害に伴う交通渋滞発生場所 (渋滞長)  <input type="checkbox"/> 道路使用に伴う交通渋滞発生場所 (渋滞長)				
参考事項					

( 都道府県 担当者 警電 - )